

令和8年度 花壇づくり支援団体募集

花壇づくりによる花いっぱい運動に継続して取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている団体・学校に対して、費用の支援（1団体・学校あたり5万円以内）を行います。

支援団体は、規定の応募書類により審査選考のうえ選定します。



チャレンジいばらき
県民運動ホームページ

▶**応募先** チャレンジいばらき県民運動
(応募用紙はチャレンジいばらき県民運動のホームページからダウンロードできます。)

▶**応募締切** 9月30日(水)

【問合せ先】 チャレンジいばらき県民運動 事務局 ☎ 029-224-8120 (直通)

防災行政無線などを用いた情報伝達試験放送を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート*）を用いた試験で、町内の防災行政無線屋外スピーカーや防災ラジオ、登録制メール配信サービスなどでお知らせします。

*Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

▶**試験日時** 8月26日(水) 午前11時頃 (予備日9月9日(水))
▶**試験内容** 町内の防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

【放送内容】

- 上りチャイム音
- 「これは、Jアラートのテストです。」×3回
- 「こちらは、防災いばらきです。」
- 下りチャイム音



【問合せ先】 総務課 ☎ 029-240-7125(直通)

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間のお知らせ

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「いじめ」や児童虐待など、こどもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施し、悩みを持ったお子様や保護者の方からの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

▶**期 間** 8月28日(金)～9月3日(木)
▶**時 間** 午前8時30分～午後7時
(ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時)

▶**相談電話番号** 「こどもの人権110番」
☎ 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル・無料)

▶**実施機関** 水戸地方法務局・茨城県人権擁護委員連合会

▶**相談員** 法務局職員・人権擁護委員

▶**備考** 上記期間以外にも、平日午前8時30分から午後5時15分まで、上記電話番号で相談することができます。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112 (直通)



障害認定による後期高齢者医療制度への加入について

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象とした制度ですが、65歳～74歳で一定程度の障がいがある方が、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

下記の障害認定の基準を満たす65歳～74歳の方で、後期高齢者医療制度への加入を希望される方は、保険課（1階4番窓口）で申請をしてください。

※現在加入している医療保険（国民健康保険、会社の健康保険など）から脱退する手続きが必要になります。

▶障害認定の基準

次のいずれかの手帳または年金の受給権を取得している方が対象となります。

- 身体障害者手帳 1・2・3級
- 身体障害者手帳4級のうち、次の4つのいずれかに該当するとき
 - 1 音声言語機能の著しい障害
 - 2 両下肢のすべての指を欠く
 - 3 一下肢の下腿2分の1以上欠く
 - 4 一下肢の機能の著しい障害
- 療育手帳 A・A
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2級
- 障害年金 1・2級

▶申請に必要なもの

- 障害認定の基準を満たすことが確認できる手帳または年金証書等
- 障害認定される方のマイナンバーが確認できるもの
- 来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）



【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

後期高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施します

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。対象者には、8月下旬に健診の案内を送付します（長期入院・施設等の入所者は除きます）。

○対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳・80歳・85歳の誕生日を迎えた以下の生年月日の方

- ①昭和25年4月1日～昭和26年3月31日生まれの方
- ②昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方
- ③昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの方

○実施期間

9月1日(火)～12月31日(木)（歯科医院の休診日は除きます）

○健診内容

- ①問診
 - ②歯の状態
 - ③咬合状態
 - ④口腔衛生の状態
 - ⑤口腔乾燥の状態
 - ⑥歯周組織・粘膜の状況
 - ⑦口腔機能評価
 - ⑧呼吸の異常
 - ⑨指輪っかテスト
 - ⑩反復唾液嚥下(えんげ)テスト
 - ⑪舌・口唇機能評価
 - ⑫事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）等
- ※入れ歯の方も受診できます。

○受診場所

健診の案内に同封している「実施歯科医院一覧」に記載のある歯科医院

○受診方法

- ①受診を希望する方は、実施歯科医院に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日にマイナ保険証（健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード）または資格確認書等、受診券、受診票、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

【問合せ先】 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業係 ☎ 029-309-1212

